

決議第 2 号

議場に国旗及び市旗を掲揚する決議

上記の議案を別紙のとおり、須坂市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 8 年 3 月 24 日 提出

提出者 須坂市議会議員 早川 航紀

中島 義浩

## 議場に国旗及び市旗を掲揚する決議

国旗は、国家の象徴であり、国民統合の象徴として我が国を表すものである。国や地方公共団体における各種行事や式典、国際的な場面において日常的に掲揚されており、私たちにとって身近でありながら、我が国の歴史と伝統、そして未来を象徴する存在である。

平成 11 年には「国旗及び国歌に関する法律」が制定され、日章旗が日本国の国旗として法律上明確に位置付けられた。議事機関である市議会が国旗に敬意を表し、その尊重の姿勢を明らかにすることは、地方自治の本旨に立脚しつつ、国家の一員としての自覚を示すものであり、極めて意義深いことである。

また、市旗は本市を象徴する旗章であり、本市の歴史、風土、文化、そして市民の誇りと連帯を表すものである。市に関わる各種公的行事や式典等において掲揚され、市民に広く親しまれてきた。

市議会は、市民から選ばれた議員によって構成され、市政の重要事項を審議し議決する最高意思決定機関である。その議場は、市民の負託を受けた議員が真摯に議論を尽くし、市の将来を方向付ける極めて重要な場である。

この議場に国旗及び市旗を掲揚することは、我が国及び本市に対する敬意を表するとともに、議員及び職員がその使命と責任を常に自覚し、厳粛かつ品位ある環境のもとで職務に臨む姿勢を明確にする象徴的行為である。

よって、須坂市議会は、議場に国旗及び市旗を掲揚することを決議する。

以上、決議する。

令和 8 年 3 月 24 日